

平成二十三年法務省令第四十三号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）及び関係法律の規定に基づき、並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律を実施するため、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 関係省令の整備（第一条―第十条）
- 第二章 経過措置（第十一条―第二十四条）

附則

第二章 経過措置

（後日在留カードを交付する旨の記載等）

第十一条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第七條第一項に規定する旅券（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第二十五條に定める旅券をいう。以下同じ。）への後日在留カードを交付する旨の記載は、別記第一号様式による証印によって行うものとする。

2 入国審査官は、前項の規定により旅券に記載を受けた中長期在留者（入管法第十九條の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）が、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「入管法施行規則」という。）別記第七号の様式による上陸許可の証印を受けたものである場合は、併せて、当該旅券に当該中長期在留者に交付することを予定する在留カード（入管法第十九條の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。）の番号を記載するものとする。

3 改正法附則第七條第一項の規定を受けた中長期在留者に対する在留カードの交付は、当該中長期在留者が入管法第十九條の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。）をした後に行うものとする。

（改正法附則第十三條第一項の申請等）

第十二條 改正法附則第十三條第一項の規定による申請は、別記第二号様式による申請書一通及び写真（申請の日前三月以内に撮影されたもので別表第一に定める要件を満たしたものとし、かつ、裏面に氏名を記入したものとす。以下同じ。）一葉を提出して行わなければならない。2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書（入管法第二十条第四項に規定する在留資格証明書をいう。以下同じ。）を提示することができない予定中長期在留者（改正法附則第十三條第一項に規定する予定中長期在留者をいう。以下同じ。）にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 旅券又はは在留資格証明書

二 改正法第四條の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）

三 入管法施行規則第十九條第四項の規定による資格外活動許可書（以下「資格外活動許可書」という。）の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

3 改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）に十六歳に満たない予定中長期在留者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、法務大臣が提出を要するとした場合は、この限りでない。

4 改正法附則第十三條第一項第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定活動の在留資格を決定された者であつて、亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの
- 二 特定活動の在留資格を決定された者であつて、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの

5 改正法附則第十三條第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 次のイからハまでに掲げる者が、予定中長期在留者に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該予定中長期在留者又は改正法附則第十三條第三項の規定により当該予定中長期在留者に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該予定中長期在留者に代わつてする場合を除く。）であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。
- イ 当該予定中長期在留者が経営している機関、雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該予定中長期在留者が行う技能、技術若しくは知識（第十七條第二項第一号イにおいて「技能等」という。）を修得する活動の監視を行う団体の職員又は外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二條第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。第十七條第二項第一号イにおいて「公益法人」という。）の職員で、地方入国管理局長が相当と認めるもの
- ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ハ 当該予定中長期在留者の法定代理人

二 前号に規定する場合のほか、予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら改正法附則第十三條第一項の規定による申請をすることができない場合において、当該予定中長期在留者の親族（当該予定中長期在留者と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該予定中長期在留者の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が相当と認めるものが、当該予定中長期在留者に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をするとき。

6 改正法附則第十三條（第六項を除く。）の規定の施行の前に入管法施行規則第六條の二第四項第二号又は第十九條第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、前項第一号ロの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

7 改正法附則第十三條第五項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第六項の規定により交付する在留カードに係る入管法第十九條の四第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録法第六條第一項、第六條の二第一項及び第二項並びに第十一條第一項とする。

（調査の作成）

第十三條 入国審査官又は入国警備官は、改正法附則第十四條第二項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調査を作成することができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査を作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならない。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調査に付記しなければならない。

(改正法附則第十五条第三項の申請等)
第十四条 改正法附則第十五条第三項の規定による申請は、別記第三号様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 旅券又は在留資格証明書

二 改正法附則第十五条第一項の規定により在留カードとみなされる登録証明書

三 資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

3 十六歳に満たない中長期在留者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。
 (改正法附則第十六条第一項の申請等)

第十五条 改正法附則第十六条第一項の規定による申請は、別記第四号様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 旅券又は在留資格証明書

二 資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

3 十六歳に満たない中長期在留者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。ただし、法務大臣が提出を要するとした場合は、この限りでない。

4 改正法附則第十六条第二項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第三項の規定により交付する在留カードに係る入管法第十九条の四第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録法第三条第一項及び第七条第一項とする。
 (改正法附則第十七条第一項の届出等)

第十六条 改正法附則第十七条第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)又は改正法附則第十八条第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)は、別記第五号様式による届出書一通を提出して行わなければならない。
 (出頭を要しない場合等)

第十七条 改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合(改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項の規定による届出並びに改正法附則第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領に係る場合に限る。)は、中長期在留者若しくは改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により中長期在留者に代わつてしなければならない者(当該中長期在留者の十六歳以上の親族であつて当該中長期在留者と同居するものを除く。)又は中長期在留者の法定代理人が当該中長期在留者に代わつて改正法附則第十九条第一項に規定する行為(改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項の規定により返還される在留カードの受領に係る場合を除く。)をする場合(中長期在留者の法定代理人が改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により当該中長期在留者に代わつてする場合を除く。)とする。

2 改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第三項に規定する法務省令で定める場合(改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項の規定による届出並びに改正法附則第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領に係る場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合とする。
 一 次のイからハまでに掲げる者が、中長期在留者に代わつて別表第二の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イ及びロに掲げる者にあつては、当該

中長期在留者又は改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により当該中長期在留者に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限る。ハに掲げる者にあつては、改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により当該中長期在留者に代わつてする場合を除く。)であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

イ 当該中長期在留者が経営している機関、雇用されている機関若しくは研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該中長期在留者が行う技能等を修得する活動の監理を行う団体の職員又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が相当と認めるもの

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ハ 当該中長期在留者の法定代理人

二 前号に規定する場合のほか、中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第二の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該中長期在留者の親族(当該中長期在留者と同居する十六歳以上の者を除く。)又は同居者(当該中長期在留者の親族を除く。)若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が相当と認めるものが、当該中長期在留者に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三 改正法附則第十五条第四項又は第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領については、改正法附則第十五条第三項又は第十六条第一項の規定による申請があつた日に、当該申請をした外国人に対し改正法附則第十五条第四項又は第十六条第三項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

3 改正法施行日前に入管法施行規則第六条の二第四項第二号又は第十九条第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、前項第一号ロの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

4 改正法附則第十九条第一項に規定する行為(改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項の規定による届出並びに改正法附則第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領に限る。)を、改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により中長期在留者に代わつてしようとする者は、市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。)の長に対し、改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第二項の規定により中長期在留者に代わつてしなければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

5 改正法附則第十九条第二項において準用する入管法第六十一条の九の三第三項の規定により中長期在留者が自ら出頭して改正法附則第十九条第一項に規定する行為(改正法附則第十七条第一項及び第十八条第一項の規定による届出並びに改正法附則第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領に限る。)を行うことを要しない場合において、当該中長期在留者に代わつて当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たるとを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

(在留資格の取消の規定の準用)

第十八条 入管法施行規則第二十五条の二から第二十五条の十四までの規定は、改正法附則第二十三条第一項に規定する在留資格の取消しの手続に準用する。この場合において、入管法施行規則第二十五条の十三第一項中「別記第三十七号の十六様式(同条第七項本文の規定により期間を指定する場合にあつては別記第三十七号の十七様式)」とあるのは、「別記第三十七号の十七様式」と読み替えるものとする。

(退去強制手続の規定の準用)

第十九条 入管法施行規則第三十条から第五十条までの規定は、改正法附則第二十四条第一項に規定する退去強制の手続に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十別記第四項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第六号様式
第三十別記第四項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第七号様式
第三十別記第四項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第八号様式
第三十別記第四項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第九号様式(甲、乙、丙)
第三十別記第五項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第十号様式
第三十別記第五項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第十一号様式
第三十別記第五項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第十二号様式
第四十別記第五項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第十三号様式
第四十別記第六項 式	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)別記第十四号様式

(改正法附則第二十七条第一項の申請等)

第二十条 改正法附則第二十七条第一項の規定による申請は、別記第十五号様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たっては、旅券及び登録証明書を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない特別永住者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

3 改正法施行日に十六歳に満たない特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。))に定める特別永住者をいう。以下同じ。))。以下「特例法」という。))に定める特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十三年政令第四百二十一号。以下「整備及び経過措置政令」という。))第二十二条第一項の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

4 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十三年政令第四百二十一号。以下「整備及び経過措置政令」という。))第二十二条第一項の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

5 改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
一 次のイ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わって第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をする場合(イに掲げる者にあつては、当該特別永住者又は改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により当該特別永住者に代わってしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ロに掲げる者にあつては、改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により当該特別永住者に代わってする場合を除く。)
イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの
ロ 当該特別永住者の法定代理人

6 改正法附則第二十七条(第五項を除く。)の規定の施行の日前に入管法施行規則第六条の第二項第四号又は第十九条第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、前項第一号イの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

7 改正法附則第二十七条第一項の規定による申請を、同条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により特別永住者に代わってしようとする者は、市町村の長に対し、改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第三項の規定により特別永住者に代わってしなければならないことを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

8 改正法附則第二十七条第三項において準用する改正法附則第十三条第四項の規定により特別永住者が自ら出頭して改正法附則第二十七条第一項に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該特別永住者に代わって当該行為をしようとする者又は第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める旅券等の提示等に係る手続をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たることが明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

9 改正法附則第二十七条第四項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第五項の規定により交付する特別永住者証明書(特例法第七条に規定する特別永住者証明書)をいう。以下同じ。))に係る特例法第八条第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第二項及び第二項並びに第十一条第一項とする。

(改正法附則第二十八条第三項の申請等)
第二十一条 改正法附則第二十八条第三項の規定による申請は、別記第十六号様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たっては、旅券及び改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書とみなされる登録証明書を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない特別永住者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

3 十六歳に満たない特別永住者について第一項の申請をする場合は、写真の提出を要しない。

4 整備及び経過措置政令第二十三条第一項において準用する整備及び経過措置政令第二十二條第一項の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

(改正法附則第二十九条第一項の申請等)

第二十二條 改正法附則第二十九条第一項の規定による申請は、別記第十七号様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たっては、旅券を提示しなければならない。この場合において、これを提示することができない特別永住者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。

4 整備及び経過措置政令第二十四条第四項において準用する整備及び経過措置政令第二十二條第一項の規定により市町村の長が写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付する書類は、第二項の規定により提示された旅券とする。

5 改正法附則第二十九条第二項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請に基づき同条第三項の規定により交付する特別永住者証明書に係る特例法第八條第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、旧外国人登録法第三條第一項及び第七條第一項とする。

(改正法附則第三十条第一項の届出)

第二十三條 改正法附則第三十条第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)又は第三十一條第一項の規定による届出(同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。)は、別記第十八号様式による届出書一通を提出して行わなければならない。

(出頭を要しない場合等)

第二十四條 改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第三項に規定する法務省令で定める場合(改正法附則第三十條第二項及び第三十一條第二項において準用する特例法第十條第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領並びに改正法附則第三十條第一項及び第三十一條第一項の規定による届出に係る場合に限る。)は、特別永住者若しくは改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第二項の規定により特別永住者に代わつてしなければならない者から依頼を受けた者(当該特別永住者の十六歳以上の親族であつて当該特別永住者と同居するものを除く。)又は特別永住者の法定代理人が当該特別永住者に代わつて改正法附則第三十二條第一項に規定する行為(改正法附則第三十條第二項及び第三十一條第二項において準用する特例法第十條第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領並びに改正法附則第三十條第一項及び第三十一條第一項の規定による届出に限る。)をする場合(特別永住者の法定代理人が改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第二項の規定により当該特別永住者に代わつてする場合を除く。)とする。

2 改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第三項に規定する法務省令で定める場合(改正法附則第三十條第二項及び第三十一條第二項において準用する特例法第十條第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領並びに改正法附則第三十條第一項及び第三十一條第一項の規定による届出に係る場合を除く。)は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイ又はロに掲げる者が、特別永住者に代わつて別表第三の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イに掲げる者にあつては、当該特別永住者又は改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第二項の規定により当該特別永住者に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限る。ロに掲げる者にあつては、改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第二項の規定により当該特別永住者に代わつてする場合を除く。)

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

ロ 当該特別永住者の法定代理人

二 前号に規定する場合のほか、特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第三の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該特別永住者の親族(当該特別永住者と同居する十六歳以上の者を除く。)又は同居者(当該特別永住者の親族を除く。)若しくはこれに準ずる者で出入国在留管理庁長官が適当と認めるものが、当該特別永住者に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

3 改正法施行日前に入管法施行規則第六條の二第四項第二号又は第十九條第三項第二号の規定により地方入国管理局長に届け出た者は、前項第一号イの規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

4 改正法附則第三十二條第一項に規定する行為を、同条第二項において準用する特例法第十九條第二項の規定により特別永住者に代わつてしようとする者は、市町村の長に対し、改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第二項の規定により特別永住者に代わつてしなければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

5 改正法附則第三十二條第二項において準用する特例法第十九條第三項の規定により特別永住者が自ら出頭して改正法附則第三十二條第一項に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該特別永住者に代わつて当該行為をしようとする者又は別表第三の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たすることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

附則 抄

第一條 (施行期日) この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二條(第七項を除く。)、第十三條、第二十條(第九項を除く。)及び附則第十五條(同条第二項中改正法附則第十六條第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請とみなされる旧外国人登録法第三條第一項又は第七條第一項の規定による申請と併せて行う申出に係る部分を除く。)の規定 改正法附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年一月十三日)

附則 (平成二十四年一月三〇日法務省令第四〇号) 抄

第一條 (施行期日) この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日法務省令第一八号) この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二八年二月二六日法務省令第四六号) この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二五日法務省令第七号) (施行期日) この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一條 (経過措置) この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二條 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令(以下「旧省令」という。)に規定する様式による申請、申出その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」という。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三條 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、証印され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、調書、収容令書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

(第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)附則第七条第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中长期在留者(在留カードの交付を受けた者を除く。)であつて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第十一号第二項の規定により旅券に当該中长期在留者に交付することを予定する在留カードの番号を記載されたものに係る出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二百二号)による改正後の出入国管理及び難民認定法第十九条の十八第一項の届出におけるこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十七第一項及び第十九条の十八第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(平成二十三年法務省令第四十三号)第十一号第二項の規定により記載された当該中长期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

第六条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十条の二の特定技能の在留資格をもって本邦に在留した期間には、次に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもって在留した期間を含むものとする。

一 技能実習の在留資格をもって在留していた者が、実習実施者(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第六項に定める実習実施者をいう。)であつた本邦の公私の機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

二 特定活動の在留資格(本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて建設業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもって在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

三 特定活動の在留資格(本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画又は企業単独型適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて造船業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもって在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

2 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十一条の二の特定技能の在留資格をもって本邦に在留した期間についても、前項と同様とする。

(第二条の規定による被収容者処遇規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この省令による改正後の被収容者処遇規則第四十一条の三の規定は、この省令の施行日後にされた被収容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出について適用し、同日前にされた被収容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出については、なお従前の例による。

(第三条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第十二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって行う同表の技能実習の項の下欄第二号イ又は同号ロに掲げる活動のいずれかを良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連

性が認められる者については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号ただし書に該当するものとみなす。

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の特定活動の在留資格(同法別表第一の四の表の研修の在留資格の下で修得した技能等に習熟するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づき、当該技能等に係る当該機関の業務に従事する活動を指定されたものに限る。)をもって在留した期間が一年を超える者であつて、当該活動を良好に修了し、かつ、当該修了している活動において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められるものについても、前項と同様とする。

第九条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第六号の規定の適用については、前条第二項に規定する特定活動の在留資格で在留していた者も同様とする。

第十条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号への期間には、附則第六条第一項各号に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもって在留した期間を含むものとする。

(第七条の規定による入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式による証票は、当分の間、この省令による改正後の入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令の様式により交付された証票とみなす。

附則 (令和元年六月二十八日法務省令第一〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令(以下「旧省令」という。)に規定する様式による申請、申出その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」という。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

附則 (令和二年二月二十八日法務省令第五八号)

(施行期日)

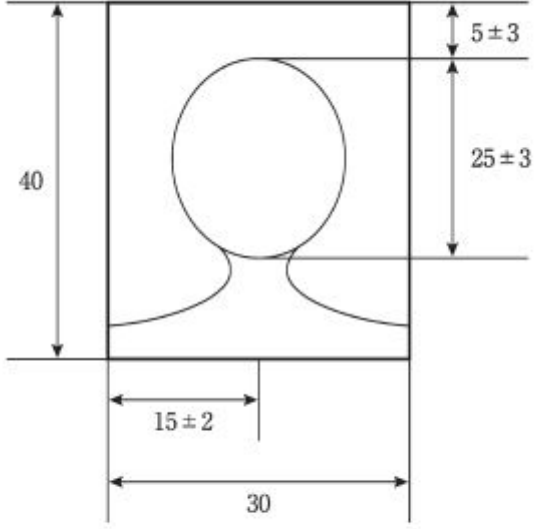
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令(以下「旧省令」という。)に規定する様式による申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)は、この省令による改正後のそれぞれの省令(以下「新省令」という。)に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

<p>別表第三(第二十四条関係) 特別永住者が自ら出頭して行うこととされてい当該特別永住者に代わってする行為</p>	<p>改正法附則第二十七条第五項、第二十八条第四項又は第二十九条第三項の規定により交付される特別永住者証明書の受領</p>	<p>改正法附則第二十八条第三項の規定による申請</p>	<p>別表第三(第二十四条関係) 特別永住者が自ら出頭して行うこととされてい当該特別永住者に代わってする行為</p>	<p>改正法附則第二十七条第五項、第二十八条第四項又は第二十九条第三項の規定により交付される特別永住者証明書の受領</p>	<p>改正法附則第二十八条第三項の規定による申請</p>	<p>改正法附則第二十九条第三項の規定による申請</p>	<p>別表第二(第十七条関係) 中長期在留者が自ら出頭して行うこととされ当該中長期在留者に代わってする行為</p>	<p>(単位：ミリメートル)</p>  <p>1 本人のみが撮影されたもの 2 縁を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸法を満たしたもの(顔の寸法は頭頂(髪を含む。)から顎の先まで。) 3 無帽で正面を向いたもの 4 背景(影を含む。)がないもの 5 鮮明であるもの</p>	<p>別表第一(第十二条関係)</p>
<p>改正法附則第二十九条第一項の規定による申請</p>	<p>第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>	<p>第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>	<p>第十四条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>	<p>第十五条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>	<p>第十四条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>	<p>第十五条第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続</p>	<p>別記第一号様式(第十一条関係)</p> <div data-bbox="1042 1283 1318 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>在留カード後日交付</p> <p>日本国入国審査官</p> </div> <p>(注) 縦16ミリメートル、 横36ミリメートルとする。</p>	<p>別記第一号様式(第十一条関係)</p>	

別記第一号様式 (第十一条関係)

在留カード後日交付

日本国入国審査官

(注) 縦16ミリメートル、
横36ミリメートルとする。

別記第一号様式(第十一条関係)

別記第二号様式（第十二条関係）

日本国政府法務省

別記第二号様式（第十二条関係）

在留カード交付申請書		写 真
法 務 大 臣 殿		
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第13条第1項の規定に基づき、次のとおり在留カードの交付を申請します。		
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏 名	4 性別	男・女
5 住居地		
6 外国人登録証明書番号	7 資格外活動許可の有無	有・無
8 代理人		
(1)氏 名	(2)本人との関係	
(3)住 所		
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日		
年 月 日		
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。		
※ 取次者		
(1)氏 名	(2)住 所	
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）		(4)電話番号（携帯電話番号）

別記第三号様式（第十四条関係）

日本国政府法務省

別記第三号様式（第十四条関係）

在留カード交付申請書		写 真
法 務 大 臣 殿		
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第15条第3項の規定に基づき、次のとおり在留カードの交付を申請します。		
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏 名	4 性別	男・女
5 住居地		
6 外国人登録証明書番号	7 資格外活動許可の有無	有・無
8 代理人		
(1)氏 名	(2)本人との関係	
(3)住 所		
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日		
年 月 日		
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。		
※ 取次者		
(1)氏 名	(2)住 所	
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）		(4)電話番号（携帯電話番号）

別記第四号様式（第十五条関係）

日本国政府法務省

別記第四号様式（第十五条関係）

在留カード交付申請書		写 真
法 務 大 臣 殿		
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第16条第1項の規定に基づき、次のとおり在留カードの交付を申請します。		
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏 名	4 性別	男・女
5 住居地		
6 外国人登録証明書番号	7 資格外活動許可の有無	有・無
8 外国人登録証明書の所持を失った理由（外国人登録証明書の交付を受けた者に限る）		
9 代理人		
(1)氏 名	(2)本人との関係	
(3)住 所		
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人（代理人）の署名/申請書作成年月日		
年 月 日		
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。		
※ 取次者		
(1)氏 名	(2)住 所	
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係） (4)電話番号（携帯電話番号）		

別記第五号様式（第十六条関係）

日本国政府法務省

別記第五号様式（第十六条関係）

住居地届出書	
法 務 大 臣 殿	
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第17条第1項又は第18条第1項の規定に基づき、次のとおり住居地を届け出ます。	
該当する届出にチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> ①外国人登録原票（旧外国人登録法第4条第1項）（附則第17条第1項）に記載された住居地が住居地に該当しない場合の住居地届出	
<input type="checkbox"/> ②旧外国人登録法第3条第1項の申請をしていない場合の住居地届出（附則第18条第1項）	
1 国籍・地域	2 生年月日
年 月 日	
3 氏 名	
4 性別 男・女	
5 外国人登録証明書番号又は在留カード番号	
6 現在の住居地	
7 現在の住居地を定めた日	
年 月 日	
8 代理人	
(1)氏 名	(2)本人との関係
(3)住 所	
以上の記載内容は事実と相違ありません。	
届出人の署名/届出年月日	
年 月 日	
注 意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所を訂正し、署名すること。	
市 区 町 村 記 載 欄	

-
- 別記第八号様式（第十九条関係）
（略）
 - 別記第九号様式（甲）（第十九条関係）
（略）
 - 別記第九号様式（乙）（第十九条関係）
（略）
 - 別記第九号様式（丙）（第十九条関係）
（略）
-

別記第十号様式（第十九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
認 定 書	
氏 名 （男・女） 生 年 月 日 年 月 日（ 歳） 国 籍 ・ 地 域 居 住 地 職 業	
上記の者に対する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、 年 月 日 において審査を行った結果、下記のとおり認定する。	
認 定 要 旨	
1 事実の認定 2 証 拠 3 参考事項	
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 支局 出張所 入国審査官 印	

別記第十一号様式（第十九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
認 定 通 知 書	
殿	
あなたに対する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、審査を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。	
認 定 要 旨	
上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。	
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 入国審査官 署 名	

別記第十五号様式 (第二十条関係)

日本国政府法務省

特別永住者証明書交付申請書		写 真
法 務 大 臣 殿		
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第27条第1項の規定に基づき、次のとおり特別永住者証明書の交付を申請します。		
1 国籍・地域 _____	2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 氏 名 _____	4 性別 男・女 _____	
5 住居地 _____		
6 外国人登録証明書番号 _____		
7 代理人		
(1)氏 名 _____	(2)本人との関係 _____	
(3)住 所 _____		
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
注 意 5及び7(3)について、住居地(住所)がない場合は、「なし」と記入し、住居地でない居住地を括弧書きで付記すること。申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。		
※ 取次者		
(1)氏 名 _____	(2)住 所 _____	
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____		(4)電話番号(携帯電話番号) _____
_____ 市 区 町 村 記 載 欄		

別記第十二号様式 (第十九条関係)
 (略)
 別記第十三号様式 (第十九条関係)
 (略)
 別記第十四号様式 (第十九条関係)
 (略)
 別記第十五号様式 (第二十条関係)

別記第十六号様式 (第二十一条関係)

日本国政府法務省

特別永住者証明書交付申請書		写 真
出 入 国 在 留 管 理 庁 長 官 殿		
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第28条第3項の規定に基づき、次のとおり特別永住者証明書の交付を申請します。		
1 国籍・地域 _____	2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 氏 名 _____	4 性別 男・女 _____	
5 住居地 _____		
6 外国人登録証明書番号 _____		
7 代理人		
(1)氏 名 _____	(2)本人との関係 _____	
(3)住 所 _____		
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
注 意 5及び7(3)について、住居地(住所)がない場合は、「なし」と記入し、住居地でない居住地を括弧書きで付記すること。申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。		
※ 取次者		
(1)氏 名 _____	(2)住 所 _____	
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____		(4)電話番号(携帯電話番号) _____
_____ 市 区 町 村 記 載 欄		

別記第十六号様式 (第二十一条関係)

別記第十七号様式（第二十二条関係）

日本国政府法務省

別記第十七号様式（第二十二条関係）

特別永住者証明書交付申請書	
法務大臣 殿	写 真
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第29条第1項の規定に基づき、次のとおり特別永住者証明書の交付を申請します。	
1 国籍・地域 _____	2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3 氏 名 _____	4 性別 男・女 _____
5 住居地 _____	
6 外国人登録証明書番号 _____	
7 外国人登録証明書の所持を失った理由（外国人登録証明書の交付を受けた者に限る） _____	
8 代理人 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住 所 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
注 意 5及び8(3)について、住居地（住所）がない場合は、「なし」と記入し、住居地でない居住地を括弧書きで付記すること。 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。	
※ 取次者 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____ (3)所属機関等（親族等については、本人との関係） (4)電話番号（携帯電話番号） _____	
市 区 町 村 記 載 欄	

別記第十八号様式（第二十三条関係）

日本国政府法務省

別記第十八号様式（第二十三条関係）

住 居 地 届 出 書	
出入国在留管理庁長官 殿	
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第30条第1項又は第31条第1項の規定に基づき、次のとおり住居地を届け出ます。	
該当する届出にチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> ① 外国人登録原票（旧外国人登録法第4条第1項）（附則第30条第1項）に記載された居住地在住居地に該当しない場合の住居地届出	
<input type="checkbox"/> ② 旧外国人登録法第3条第1項の申請をしていない場合の住居地届出（附則第31条第1項）	
1 国籍・地域 _____	2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3 氏 名 _____	
4 性別 男・女 _____	
5 外国人登録証明書番号又は特別永住者証明書番号 _____	
6 現在の住居地 _____	
7 現在の住居地を定めた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
8 代理人 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____ (3)住 所 _____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 届出人の署名／届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
注 意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所を訂正し、署名すること。	
市 区 町 村 記 載 欄	